

今回の検討会趣旨及び箇所について

1 今回の検討会の趣旨

水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルを含む）については、危険物積載車両の通行に関して関連法令による取締に期待するだけでなく道路管理上も特別な配慮が必要であることから、道路法第46条3項の規定により道路管理者が通行の禁止、又は制限を実施することができることとされている。

高速道路においては、道路整備特別措置法第8条第1項第26号の規定により日本高速道路保有・債務返済機構が道路管理者に代わって権限を行使することとされており、今回は横浜環状北西線（横浜市道高速横浜環状北西線）横浜環状北西線トンネル、大和川線（大阪府道高速大和川線）大和川第二トンネル及び大和川第三トンネルに対する権限の行使について検討を行うものである。

2 今回の検討箇所について

①首都高速道路 横浜環状北西線（横浜市道高速横浜環状北西線） 横浜環状北西線トンネル

横浜環状北西線トンネルは、一級河川鶴見川と交差して整備される高速道路であることから、道路法第46条第3項に規定される「水底トンネル」にあたるため、トンネルの要件の該当性、事故時の安全性、社会・経済的な影響等について確認し、通行規制実施の是非について検討するもの。

[横浜環状北西線トンネル平面図・縦断図]



②阪神高速道路 大和川線（大阪府道高速大阪大和川線）
大和川第二トンネル、大和川第三トンネル

大和川第二トンネルは、一級河川大和川に並行して整備される高速道路であり、路面の高さが一級河川大和川の水面の高さ以下であることから、道路法施行規則第4条の9に規定される「水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの」にあたるため、トンネルの要件の該当性、事故時の安全性、社会・経済的な影響等について確認し、通行規制実施の是非について検討するもの。

[大和川第二トンネル平面図・断面図・横断面図]



大和川第三トンネルは、一級河川西除川と交差及び並行して整備される高速道路であることから、交差する部分においては、道路法第46条第3項に規定される「水底トンネル」にあたり、近接し並行する区間においては、路面の高さが一級河川西除川の水面の高さ以下であることから、道路法施行規則第4条の9に規定される「水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの」にあたるため、トンネルの要件の該当性、事故時の安全性、社会・経済的な影響等について確認し、通行規制実施の是非について検討するもの。

[大和川第三トンネル平面図・断面図・横断面図]

